

令和6年度生駒市男女共同参画審議会(第1回)

1 日 時:令和6年5月30日(火) 午後3時から午後5時 30 分まで

2 場 所:生駒市コミュニティセンター 2階203・204会議室

3 出席者:田間委員、藤次委員、生駒委員、田中委員、宮寄委員

欠席者:緒方委員、城野委員

(事務局)小林総務部長、後藤人権施策課長、男女共同参画プラザ 福山所長、瀧川、真銅、吉田

4 議事内容

1 生駒市の男女共同参画の取組について

2 次期計画(生駒市男女共同参画行動計画(第4次))の策定について

3 その他

5 傍聴者:1名

事務局	<p>【辞令交付】 (小林総務部長から辞令交付、あいさつ)</p> <p>【会長及び副会長の選出】 (会長に田間委員、副会長に藤次委員を選出)</p> <p>【会議の成立報告】 本日の会議につきましては、5名の出席がありますので、生駒市男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項により、本審議会は、委員の過半数の出席があることから規定により成立していることを申し上げます。</p> <p>【会長に議事進行依頼】 なお、本日の会議につきましては、原則公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。本日の傍聴希望者は1名でございます。また、この会議につきましては、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。これより、案件に移りたいと思いますので、以後の会議につきましては、施行規則第12条第1項、審議会の会議は、会長が議長となるとの規定により、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>【会議の公開及び議事録の公開の確認】 それでは、事務局にかわって議事進行いたします。 まず、生駒市は、原則、会議及び議事録について公開されていますので今回の会議も公開ということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
会長	それでは、公開ということで進行させていただきます。まず案件1の「生駒市の男女共同参画の取り組みについて」、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。
事務局	(事務局説明)
会長	ありがとうございました。では、今の報告について、ご質問やご意見がありましたらよろしくお願いいたします。確認ですが、先ほどの相談件数は延べ数でしょうか。
事務局	はい。延べ数になっています。

会長 その他はいかがですか。次の資料でも、プラザの取り組みや実績・評価について入っていますので、何か気になるところがあれば後ほど、質問をお願いします。
では、事務局より「資料2 男女共同参画行動計画(第3次)後期実施計画 実施状況等」のご説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 ありがとうございました。事務局には全庁的な情報の収集に努めていただいて、これだけでも大変な仕事だと思います。たくさんのお仕事が上がっていますが、何か気づかれた点や、よくわからない点がありましたらご意見ををお願いします。

委員 法律相談について、先ほど報告いただいた冊子では相談時間は3時間とってあるので、6人まで対応可能だと思いますが、3人くらいしか相談を受けていない時があり勿体ないと思いました。市役所の方でも、女性に限らない法律相談を実施していると思いますが、女性の法律相談の枠が空いていたら紹介するなど、市の法律相談との連携は取られているのでしょうか。

事務局 女性の法律相談は月1回実施しています。受付については、1週間前から予約を受け付けており、当日、空きがあれば案内させていただいております。法律相談の希望者のうち、市役所の法律相談の開催日が近い場合は、そちらを案内するなど、できるだけ早い時期に相談を受けていただけるように工夫しております。それから、子育て支援総合センターとも連携しており、相談が必要な方には来ていただいており、できるだけ多くの方に相談を受けていただくような工夫をしております。また、この空き枠を使って、女性相談を受けている男女共同参画プラザの相談員が、弁護士へ相談が必要な案件について適宜、相談する時間にもしています。

委員 市役所の法律相談は20分くらいしかないの、女性の法律相談は、時間を少しゆったりと30分取っているの、うまく活用していただければと思います。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 項目190番目のⅢ-7-14のファミリーサポートについて、安定して利用件数が推移していますが、これに関して何か課題は感じておられますか。年間活動回数が2000回は結構少ないと思います。

事務局 サポートする側の人材が足りていなくて、登録数を増やすのが課題で、活動回数が伸びていない状況です。

会長 委員がご存じの他市町村と比較すると、子ども数や人口規模に何か違いはありますか。

委員 比率で見たわけではないが、大阪の区の方が多いところがあります。全体的な話ですが、育児や介護などで離職するダブルケアラーの人は結構いますが、男性の育児参画が増えてくると解決することもあると思うので、そこが課題になると感じています。生駒市の立場からすると、会社側からというよりは、働く場所や住んでいる人の生活をサポートすることができると思うので、お伺いしたところです。

会長 ありがとうございました。可能性が少し見えてくる意見でした。大阪と比べると、生駒市や奈良県は専業主婦率が高いという現状はありますが、それだけではなく、父親のサポートにもなる面があるというご意見でした。また、いろいろと審議会でご提案いただけたら嬉しいと思います。他にご質問はありますか。

委員 最終的にすべての中学校で学校制服を選べるようになるのでしょうか？

事務局 すべての中学校で制服を選べるように検討中です。

委員 他の自治体でも、公立中学校を中心に制服を選べる状態にする動きがありますので、生駒市も徐々に進むと思います。

委員 幼稚園とかは関係ないのでしょうか。私は、小学校は私服でしたが幼稚園は制服だったので気になりました。

事務局 そういった動きがあるか確認いたします。

会長 令和6年度の計画にも入っていますが、学校だけではなく、認定こども園、保育園、幼稚園などの職員や教員や保育士にもジェンダーについてよく知ってもらうことも大事なことで、研修を計画するとよいと思います。裾野を広げて、理解が深まると、個性豊かにこどもたちが育つと思います。
他に意見はありますか。
無いようなので、続いて資料6・7の事業の評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 ありがとうございます。何か疑問の点やお気づきの点はございますか。

委員 事業一覧を見ると本当にたくさん取組があり、頭が下がる思いです。11ページの90番のイクボスについて、いくつか取組みを実施されていますが、今後も啓発していく方向なのでしょうか。

事務局 その通りです。商工観光課や、商工会議所(女性部含む)などと連携して実施しています。

委員 そうすると、情報発信だけでなく、他の機関と連携しているのでC評価にはならないと思います。

事務局 事業者数が増えていないため、C評価としています。他の機関との関わりとしては、共同で講座を開催し、そこでイクボス宣言をしていただく企業を募るほか、情報発信の際にイクボス宣言の効果を宣伝していく方針です。

委員 31ページの236番について、事務局より市職員のワークライフバランスについて説明がありました。取組みとしてテレワークなどがあると思います。感触として、コロナ禍では、テレワークしたい人がいたと思いますが、最近ではテレワークをしたくない人も増えてきているように感じます。世界的にみると、Google や Apple など出社を推奨する方向に変わってきており、生駒市としてはどのようなものか、肌感覚でもよいので教えていただきたいと思っています。

事務局 コロナ禍ではテレワークが業務に支障ない範囲で認められ、コロナ後は徐々にテレワーク数は減ってきていますが、全くなくなったわけではありません。また、基本的には対面での業務が多い傾向はありますが、職員の仕事のスタイルや、その時々業務内容によってテレワークを続けている職員もいます。今後について、人事課としては、テレワークを進める中で、時間をずらして出勤できるようにフレックスタイム制度の導入など、いろいろな方法で取り組んでいきたいと考えております。

委員 仕事の仕方や、評価の仕方いろいろあるかと思っています。この資料作成も大変だと思って

いました。

会長

ありがとうございます。他にお気づきの点やご意見はありますか。

委員

9ページ72番の生駒市の審議会等の女性比率について、分野や担当課によって温度差があるように感じていますが、審議会や担当課ごとに一覧表にして可視化されているのでしょうか。

事務局

奈良県に報告する事項もありますので、審議会ごとに整理しております。

委員

上長や県などに報告することはもちろんですが、庁内で認識を共有できれば良いと思っています。逆にそれができていないのならば、そこが課題になっていると思います。

事務局

委員の意見を伺い、今後、やっていくべきことと認識しました。

会長

男女関係なく、支援を必要としている人や本当に困っている人、高齢者の方を支援する事業など、なぜ男女共同参画の計画にぶら下がっているのかわかりにくい事業もありますが、評価の際には、男女共同参画の視点を入れていただければよいと思います。例えば、ひとり親支援であれば「困難さ」については、女性比率などのジェンダー統計を使って可視化し、庁内で共有できるとよいと思います。事業によっては内閣府や総務省など全庁的な取組もあるので、男女共同参画の視点で新たに評価する手法を取り組んでいけば、皆が男女共同参画の計画にぶら下がるものと納得するようになるかと思えます。昨年度の市職員アンケート調査で、なぜ自分の担当している事業が、男女共同参画に繋がっているかわからないという答えがありショックを受けたので、ちょっとした意識改革が必要だと思います。それから、評価方法について、D評価は「実施できていない(全く成果をあげることができなかった)」とありますが、実施するはずだったができなかった、実施することになっていなかった、事業が終了して実施できないなどが含まれており、全然意味が違ってしまうように感じました。D評価は、事業を全くしなかったという意味ですか。学校の成績評価などでは、D評価は不合格なイメージがあります。

事務局

事業の実施なしという意味で評価しています。事業が終了して実施できなかったものが該当しています。一定事業を実施しているが、目標には達していないものはC評価としています。

会長

D評価はまったく達成しなかったイメージがあるので、終了して実施できない事業については、対象外とするXなどとしてよいのではないのでしょうか。突発的に実施できなくなった事業や、予算の関係で実施できなかった事業のみをD評価にしてはいいかがでしょうか。他にはいいかがでしょうか。

委員

担当者の方は頑張られていると思うので、会長の指摘の通り誤解を生まないような指標としていただきたいです。A評価とB評価について具体的な数値目標がある場合はわかりやすいですが、無い場合は判断することは難しく感じます。

事務局

定性的な評価については、事業ごとに原課の担当者が評価しているため、認識に若干の違いが発生している可能性はあります。

委員

A評価とB評価は一緒でもよいのではないかと思います。評価は大きく、「実施できた」、「課題が残った」、「やらなかった」くらいで良いと思いました。本当に担当者は頑張っていると思うので、B評価で特別悪いわけではないと思います。

事務局

評価シートを作成するときに、庁内でも4段階か3段階にするか悩んでいたところです。

委員 特に頑張っただけで予定よりさらに良くできた事業をちゃんと評価したいという思いで4段階にされたということですか。

事務局 その通りです。

会長 頑張った事業を自己評価、他者評価すること、課題や次の目標を出していただくとういと思います。今回の意見を踏まえ、また庁内で検討されることを期待します。
続いて、第4次計画策定について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)
配布資料で、一部文章が欠落していますので訂正させていただきます。資料3・施策の方向⑨について、正しくは「地域社会における男女共同参画の推進」となります。

会長 ありがとうございます。それでは、資料3、資料4の第4次の計画策定について、皆さまのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。とりわけ、資料4の3枚目の基本目標案と、資料3の新施策体系表の第4次案のところに関してご意見をいただきたいと思います。

はじめに私からですが、第4次案の施策の方向②「性的多様性に対する理解の促進」について少しピンポイントな記載のように思いました。かといって、「人権と多様性に対する理解の促進」にしたらあまりにもぼんやりしすぎる可能性があり、はっきりと、「性的多様性」を入れた方がよいのか、5年、10年という長い期間計画期間なので、気を付けて配慮しなければならない点だと思います。個人的には多様性の一部として性的多様性もありますので、「多様性に対する理解の促進」にしてもよいかもしれないと思っておりますが、委員の皆様は何か意見ありますか。

資料3の基本目標(案)についても基本的に現計画の目標を踏襲して良いかどうかについても議論の余地があるかと思えます。お手元の資料に、国や県の資料がありますが、こちらを見ていただきながらお考えいただきたいと思えます。目標1は一番ベースのところとして、意識啓発としており、基本方針には、性的多様性も新たに追加し、学校での教育やDVの予防なども入れられております。目標2についても、基本的に現計画の内容を受け継いで、基本方針には、政治や社会や、特に企業への働きかけなどが記載されています。目標3についても現計画を踏襲し、一人一人が多様な生き方を選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくりとしてあります。厚生労働省のモデルも変わりましたが、結婚して世帯を持ち、子どもを持つことや、高度経済成長期の専業主婦やパート主婦を前提にした暮らし方から、ワークライフバランスの充実や、一人一人が多様な働き方で人生100年時代を過ごすことが実現するという価値観や意識の変化を踏まえて基本方針に記載されています。また、高齢者、障がいのある人、外国籍の方々に関する内容や、健康づくり、困難を抱える女性への支援を施策の方向性に入れてあります。先ほどの資料9を見ていて思いましたが、困難を抱える女性は、非常に様々な困難を抱えているので、どこの目標や方針に入れるか悩むと思えますが、お気づきになった点があればご意見ををお願いします。

委員 3つの基本目標について、意識を作り、参画を促進し、同時に環境をつくることと読めますが、目標1の中身で書かれている人権と多様性を尊重することと、参画・促進することは似ているようで少し違う方向を目指されていると思えました。目標1は必ずしも「意識づくり」ではなくてもよいのではないかと思います。目標1には、方針として「パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶」が入っていますが、意識づくりから一歩踏み込んで暴力を根絶する内容まで入っていると思ったので、目標1は意識づくりにとどまらず、行動の促進まで含めて表現した方がよいと思えました。

また、目標2の基本方針4「政治・社会における男女共同参画の推進」について、行政運営を含めた政治と地域社会が含まれていますが、この「社会」という言葉は結構広い概念で、社会の中に政治や経済が含まれているように感じました。ここでの「社会」という言葉を使った趣旨としては、コミュニティのことだと思うので、「政治と地域社会」とした方が分かりやすいと思

いました。

また、基本方針7の施策の方向⑭について、条例でも外国籍の方と定められているので「外国人等」と記載されているかと思いますが、最近ですと、外国人の方のこどもは日本国籍を持っていたりするので、外国につながるこどもたちという概念もあると思います。そのため、外国人に絞ると、対象から外れてしまう方も出てくるのではないかと思います。結構、これからも日本語教育の問題とかも発生すると思います。大阪で外国籍が多いエリアに住んでいると、近くのスーパーでは値札表記が外国語表記になっており、こどもたちが日本語に触れる機会が少なくなっていく可能性もあるので気になりました。「外国人等」の表記を国籍だけにとらわれない言葉にしていただけるとよいと思います。

会長 「外国にルーツを持つ」とした場合でも、日本で生まれたこどもたちを含めた意味での表現とはなりませんよね。

委員 そうですね。「外国につながるこどもたち」という概念はあります。

会長 親が外国籍の場合は、ルーツを外国に持つという表現になるのでしょうか。

委員 国の方針とかでも、外国にルーツを持つだとか、外国につながるだとかの単語で書かれていたりするので、使う言葉としては他の法律との整合性もよくなるのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。1点目に委員より指摘があった基本方針③の「パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶」は、目標①の「人権と多様性を尊重する社会意識づくり」に入らないのではないかという意見ですが、目標③「多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり」に入れたらいかがでしょうか。現計画では目標1に入っており、人権を尊重するという意味では目標1に入りますが、目標1の「社会意識づくり」という文言を変えるか、基本方針3の場所を変えるか、でしょうか。

事務局 安心という意味で目標3ということでしょうか。

会長 「暴力の根絶」を「安心して暮らせる環境づくり」という意味でいくと目標3に入りますが、目標1にいれておいた方がいいのか悩みますね。

委員 少なくとも施策の方向⑤、⑥は「意識づくり」で、はみ出すのは⑦ですかね。

会長 施策の方向⑤、⑦が「意識づくり」だと思います。判断に困りますね。

委員 施策の方向⑤、⑥、⑦は1つの基本方針にまとめたいですね。

会長 そうですね。まとめておきたいところです。ちょっと今、良いアイデアが出ませんね。

委員 1つの目標として、DVを独立させる方法もあるかと思っています。

事務局 資料4-1のとおり、国の第5次男女共同参画基本計画では、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」に入れてあります。

委員 基本方針3を「暴力の根絶の意識づくり」に変えて、施策の方向⑥を下の基本方針7に入れてしまうのでしょうか。それでいうと、基本方針5の施策の方向⑩も環境づくりの推進になっており、分けて書くこともあるのかなと思います。

事務局 DV教育について本日欠席の委員より意見をいただいております。DV教育について、どこまで学校等教育の現場に求めるかについて検討いただきたいということです。施策の方向に記載

してしまうと、各学校が抱える課題とめざす施策に乖離が生じてくることが考えられるということです。施策の内容や方策を検討する段階でもよいかと思いますが、ご意見いただいておりますので、お伝えいたします。

会長 それははっきりいうと、施策として入れることは無理ではないかという意見ですか。

事務局 そこまでのご意見ではないと思いますが、「学校教育におけるDV予防教育」として施策の方向に打ち出してしまうと、学校現場だけにどこまで求めようとしているのかというご意見だと思います。

会長 むしろ、施策の方向⑤の下に位置付けてほしいという意見ですか。

事務局 メールでは、「現場にどこまで求めるのか」というご意見をいただいています。

会長 施策の方向として書いてしまうと、最低でも市立の学校ではやってもらわないといけないこととなりますね。最初は、モデル校で実施して広げていくことも考えられますよね。

事務局 学校教育と限定しないで、学齢期に、親も教育者も皆で教育を行っていけばよいのではないかと考えています。

委員 施策の方向⑤に相談と防止啓発と書かれると一般的なものになりますが、予防と書くと学校教育や若年層へのアプローチをせざるを得ないことになるので、学校だけではないこともたちが集まるところにアプローチができることになるかと思います。そのため、施策の方向⑤に「予防」という言葉を付け足すと、直接的には学校とは書かないが、「予防」と書いたら学校でも取り組みをせざるを得なくなるのではないのでしょうか。

会長 学校は「予防」の一部、主たる機関だが、学校だけではないという表現になりますね。保健所とかでやっていただいても良いと思います。

委員 歯止めの機会にもなるかと思うので、家庭でもDVについて、性教育と併せて教えるべきだと思います。

事務局 それを考えて男女共同参画プラザでは、保護者向けのDVやデートDVを防止する教育として、講座を開催していますが、参加者が少ない状況です。安全や命を守る上でも、性教育やDV予防教育は大事ですが、どのようにやるのかが課題です。地域も家庭も学校も、皆で一人一人の子どもを守っていける体制にしていきたいと考えています。何かうまく伝わる方法を探って、意識づけに役立っていければ良いと思っています。

委員 学校の授業の中でやらなくても、保護者説明会などで伝えていただくとか、学校というつながりを使って取り組むことはできると考えています。

会長 子ども会とか色々ありますが、組織率も減っているので難しいところもあるかと思います。今日の審議会は、資料3の目標から施策までとりあえず意見を出せばよいのでしょうか。それともある程度、方向性を決めた方がよいのでしょうか。

事務局 これから7月に向けて素案作成をしていくため、目標や施策の方向性などは基礎の部分になるので、あまり方向性が変わらないように議論していただきたいと考えています。大きな骨組みのイメージだけでも良いと思います。中身についての表現は変わる可能性はあるので、作業を進めるうえで概ねの方向性について、ご了承いただけるようにご議論いただきたいと考えています。

会長	わかりました。そうすると、委員から、目標1の「社会意識づくり」を変えたらよいのではないかという意見が出ましたが、そこをどうするか議論があるかと思います。他に何かご意見ありますか。
委員	結局、書き方の問題になるかと思います。「学校教育」という表現が難しければ「児童や生徒などを対象とした予防教育」などと記載すれば、場所は限定されないのによいかと思います。
事務局	もともと基本方針3として、施策の方向⑤の相談・防止啓発と、施策の方向⑥連携づくりが含まれていたところに、昨年のアンケート結果などを参考に、中学生を中心とした子どもたちに対して身近なデートDVを啓発していくべきだろうという観点で、施策の方向⑦を新しく追加しています。先ほど意見をいただきましたが、学校教育に限らず、家庭や地域での子どもへの啓発も必要になってくると思うので、そういう意味合いのことも書くことを想定して意見をまとめていただければと思います。目標3に置いた方がよいのかも全体的なバランスを組んでいくなかで決めていくのも良いかと思います。皆さんのご意見をいただき、事務局で整理したいと考えています。
委員	基本方針7の施策の方向⑩女性の貧困について新規で記載されているところですが、国の法律や、奈良県の計画を見ていると、貧困も含まれていますが、もっと広い形でいろんな問題を網羅しているように書かれています。そのため、施策の方向⑩のように具体的に「貧困等」と書くと、貧困がクローズアップされてしまうので、そうではなく、性的な被害や家庭状況なども含めるように広い形で記載できれば良いと思います。
事務局	あえて、それぞれの内容を記載するのではなく、全部の内容を含めるような形で記載するというイメージですか。
会長	法律上では、「生活上の」という言葉はついていないので、「生活上の」という表現を残しても内容を限定してしまいますね。かといって、困難を抱える女性とすると大枠すぎるので、悩みどころですね。
事務局	貧困の状態にあり生活しづらい女性に対する支援について、今一番の問題となっているので、「貧困等」と記載していますが、委員指摘のとおり、法律と同様に、すべての困難な問題を抱える女性を網羅的に支援できるように表記を変えるように検討します。
委員	網羅的な記載にしておけば、事業と紐づけていきやすいと思います。
会長	他にご意見ありますでしょうか。
委員	施策の方向⑭について、高齢者、障がい者、外国人等と書かれていますが、それだけではないと思うので、「すべての人」という表現にしたらどうでしょうか。昨今では、ヤングケアラーなども問題になっているので、他の方々も加えた方がよいのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。LGBTQみたいに細かくカテゴリーを切ったら必ず漏れる人が出てくるような、難しいところがあります。委員がご指摘のとおり、広い表現にしても良いかもしれませんが、一方で、男女共同参画社会基本法に基づく計画のため「男女」という言葉を計画に記載していかないといけない面もありますが、どこまで「男女」という言葉を使い続けるかの問題もあるかと思います。本当はすべての人なのですが、今でもジェンダー統計では男女の差別は出ており、男女ともに生きづらさを抱えているので「男女」という言葉を残さないといけない部分もあると思います。 そろそろ時間切れになりますが、今日、委員の皆さまからいただいた意見を整理すると、目標1の「社会意識づくり」という言葉を変える可能性はあるとしても、基本的に目標1、2、3はこ

のままで良いということだったと思います。あとは、基本方針や施策の方向についてどこに何を入れるか、移動させるか、ばらすか、表現を変えるかなどのご意見をいただきました。

また、事務局の方で、検討いただきたいと思います。

事務局

計画の骨子案について、現時点のものを委員の皆さまにお配りしますので、参考に見ておいていただきたいと思います。また、施策体系や文言等が整理できれば、こちらの内容も変えていくのでよろしくお願いいたします。

会長

追加資料がありますが、1～2分でざっくりと事務局より説明をお願いできますか。

事務局

素案については、先ほどご説明しました骨子案に肉付けをする形で作成していますので、構成内容自体は変わりありません。また、昨年のアンケート調査結果の内容をつけている資料となります。

会長

後ろのページの方に、計画の基本的な考え方などが出てくるものになっていますね。委員はこの資料を見て、いつ頃までに意見を言えばよろしいでしょうか。

事務局

次回、審議する前までに見ておいていただければと思います。

会長

それならば、時間があるのでゆっくり見させていただきます。以上で議題は終了ですが、よろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長

では、長時間にわたってありがとうございます。続いて、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局

7月以降の審議会の日程調整をさせていただきたいので、委員の皆さまには候補日をお送りいただくようお願いいたします。

会長

本日はありがとうございました。

以上